

資料

福岡県内市町村国民健康保険被保険者の特定健康診査の3年間集計結果について

高尾佳子・片岡恭一郎・坂本龍彦・櫻井利彦・平田輝昭・掛川秋美*・白石博昭*

2008年度から開始された特定健康診査について、2008年度から2010年度の3年間の福岡県内市町村国民健康保険被保険者のデータ集計を実施した。各年度において受診者は異なるものの、3年間同様の傾向であった。特定健康診査の代表的な指標値であるメタボリックシンドローム該当者の割合は、各年度においていずれも男性が女性より高く、年齢が高くなるにつれて割合は高くなっていった。

[キーワード：特定健康診査、生活習慣病、メタボリックシンドローム]

1 はじめに

高齢化の急速な進展、生活スタイルの変化等に伴い生活習慣病（悪性新生物、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等）患者が増加し、それに伴う医療費の増加が課題となっている。これまでは、病気の早期発見、早期治療に重点を置いた健診が実施されていたが、病気の予防に重点を置いた特定健康診査が2008年4月から開始された。そこで、今回、福岡県における生活習慣病に関する現状把握の一助とするため、福岡県内市町村国民健康保険者（以下、市町村国保）の特定健康診査データの集計を行ったので結果を報告する。

2 方法

2008年度から2010年度の福岡県内市町村国保の法定報告データを用い、「標準的な健診・保健指導プログラム（確定版）」¹⁾、「保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する結果について」²⁾に基づき集計を行った。特定健康診査の対象年齢は40歳から74歳である。

2・1 集計項目

各項目の集計の条件を以下に示す。

(1) 評価対象者数

特定健康診査を受診し、特定保健指導の対象者か否かを判断できる者の数³⁾⁴⁾。

(2) 肥満者数

- ① BMI が 25 以上で腹囲が基準値以上（男性 85cm 以上、女性 90cm 以上）の者の数。

- ② BMI のみ 25 以上の者の数。

- ③ 腹囲のみ基準値以上（男性 85cm 以上、女性 90cm 以上）の者の数。

(3) メタボリックシンドローム（以下、メタボ）の予備群者数、該当者数

メタボ判定項目に、「予備群該当」と入力されたものを予備群者、「基準該当」と入力されたものを該当者として集計した。

(4) 糖尿病予備群者数

空腹時血糖 110mg/dl 以上 126mg/dl 未満又は HbA1c 5.5 以上 6.1 未満の者の数（HbA1c は JDS 値）。ただし、インスリン使用・血糖を下げる薬の服用者は除く。

(5) 糖尿病有病者数

空腹時血糖 126mg/dl 以上または HbA1c 6.1% 以上であるか、インスリン注射または血糖を下げる薬を服用している者の数（HbA1c は JDS 値）。

(6) 高血圧症予備群者数

収縮血圧が 130mmHg 以上 140mmHg 未満かつ拡張期血圧が 90mmHg 未満である者、または、収縮期血圧が 140mmHg 未満かつ拡張期血圧が 85mmHg 以上 90mmHg 未満である者の数。ただし、血圧を下げる薬の服用者は除く。

(7) 高血圧症有病者数

収縮期血圧が 140mmHg 以上、または拡張期血圧 90mmHg 以上の者、若しくは血圧を下げる薬服用者の数。

(8) 脂質異常症有病者数

中性脂肪 150mg/dl 以上、または HDL コレステロールが 40mg/dl 未満、または、LDL 140mg/dl 以上、若しくはコレステロールを下げる薬を服用している者の数。

上記の(2)から(8)の項目については、それぞれの数を(1)の評価対象者数で割ったものを割合とし算出した。

3 結果

福岡県保健環境研究所（〒818-0135 太宰府市大字向佐野 39）

*福岡県保健医療介護部健康増進課

（〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7）

図1、2に男女別に評価対象者数を示す。2008年度は195351人、2009年度は206897人、2010年度は213874人であった。平均年齢及び中央値は、2008年度は64.2歳、66歳、2009年度は64.3歳、66歳、2010年度は64.5歳、67歳で、60歳以上が8割近くを占めていた。各年度において男性が約4割、女性が約6割であった。

図3から8に肥満者についての結果を示す。肥満者①と肥満者③については各年度において、女性より男性の方が、肥満者②については、男性より女性の方が、割合が高かった。肥満者①と肥満者③については、集計条件に腹囲があり、この条件に男性が該当しやすかったと推測された。肥

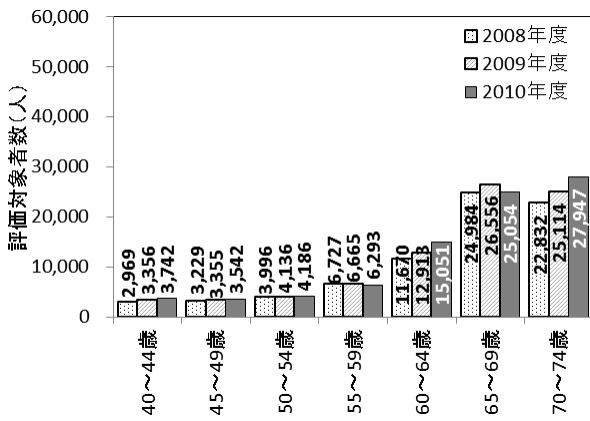


図1 評価対象者数 (男性)

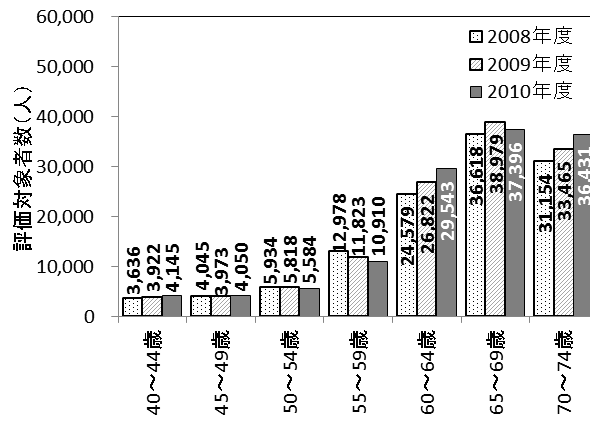


図2 評価対象者数 (女性)

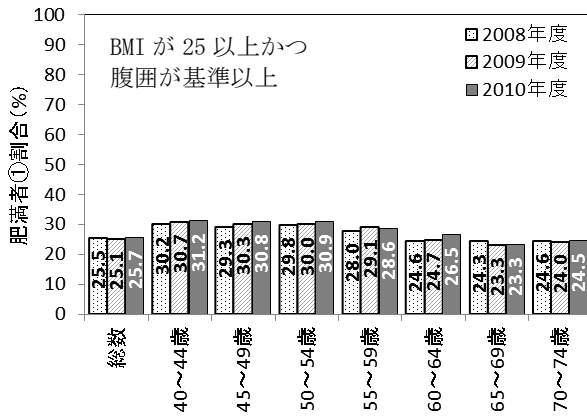


図3 肥満者①割合 (男性)

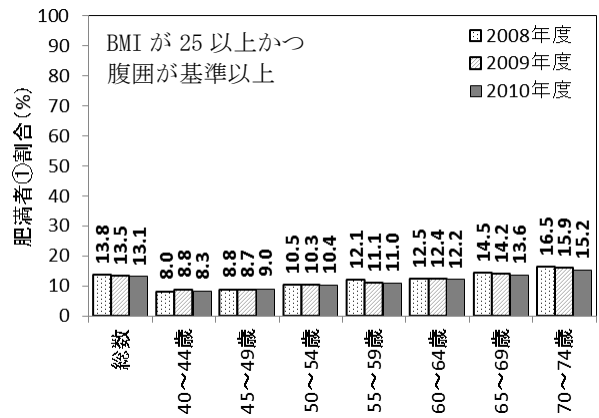


図4 肥満者①割合 (女性)

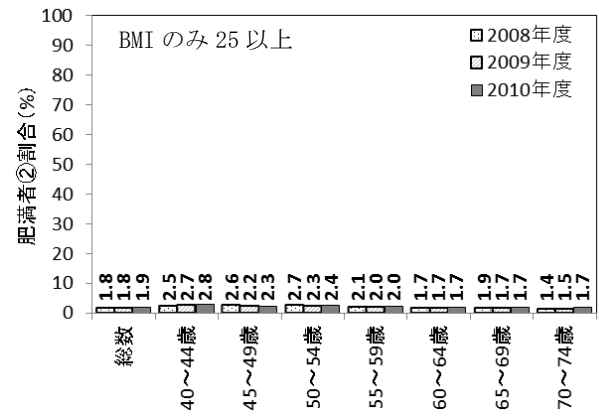


図5 肥満者②割合 (男性)

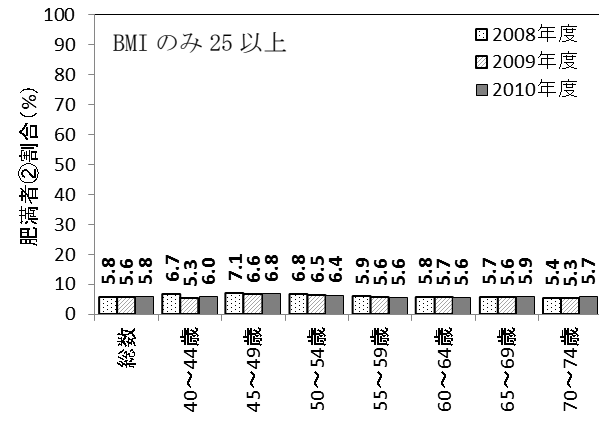


図6 肥満者②割合 (女性)

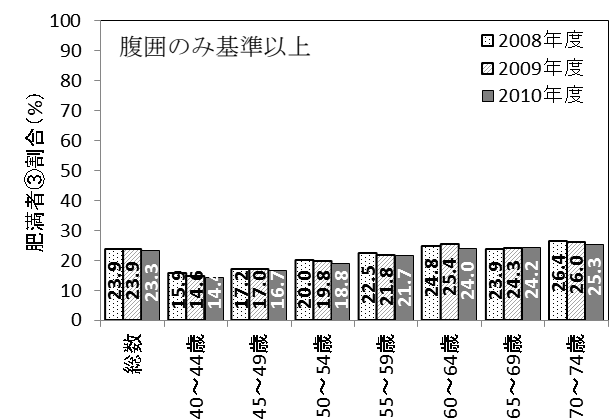


図7 肥満者③割合 (男性)

満者①では、男性において年齢階級が上がるにつれてその割合は低くなる傾向が見られ、女性は高くなっていった。肥満②については、各年齢階級において、ほぼ同程度の割合であった。肥満者③については、男女ともに年齢階級が上がるにつれて割合は高くなっていった。

メタボ予備群及び該当者についての結果を図9から図12に示す。メタボ予備群者の割合は、男性では、各年齢階級においてほとんど同じ割合であった。女性では、年齢階級が上がるにつれて割合は高くなっていった。メタボ該当者割合は、男女ともに年齢階級が上がるにつれて、割合は高くなっていった。メタボ予備群及び該当者のいずれも女性より

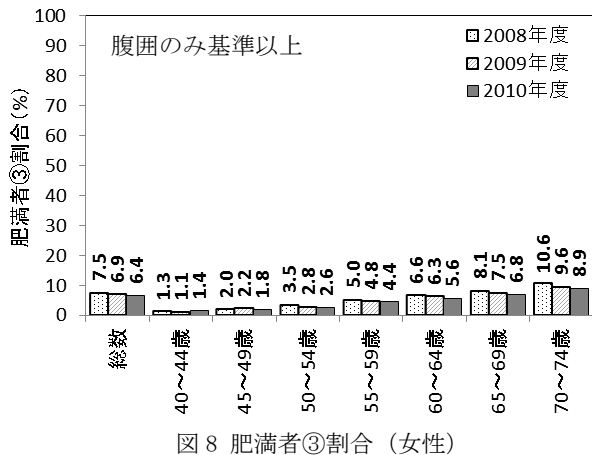


図8 肥満者③割合 (女性)

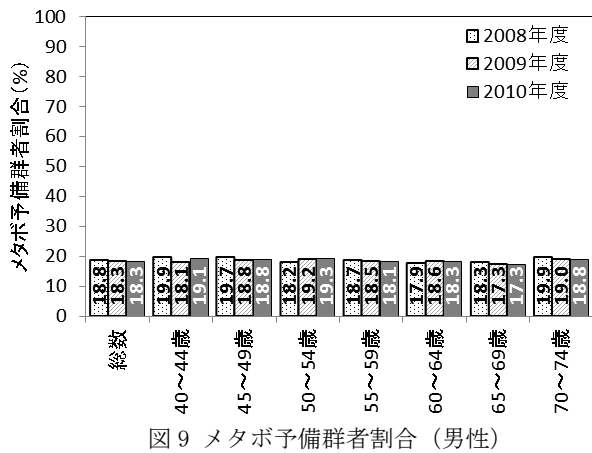


図9 メタボ予備群者割合 (男性)

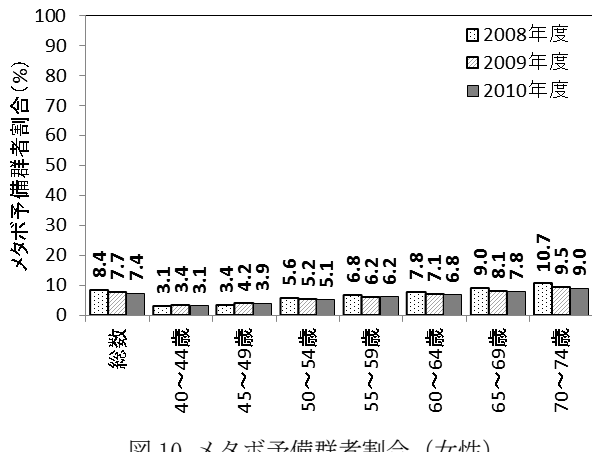


図10 メタボ予備群者割合 (女性)

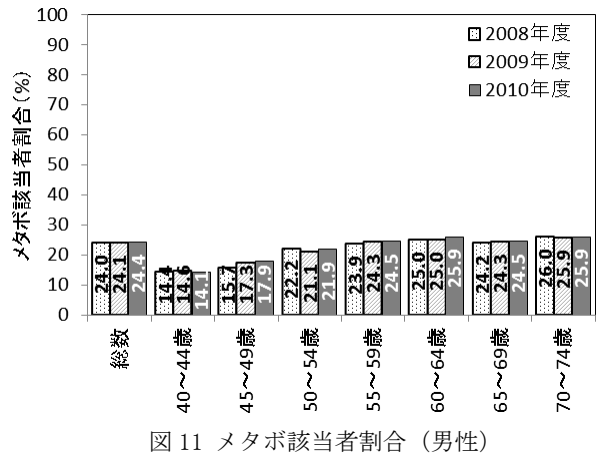


図11 メタボ該当者割合 (男性)

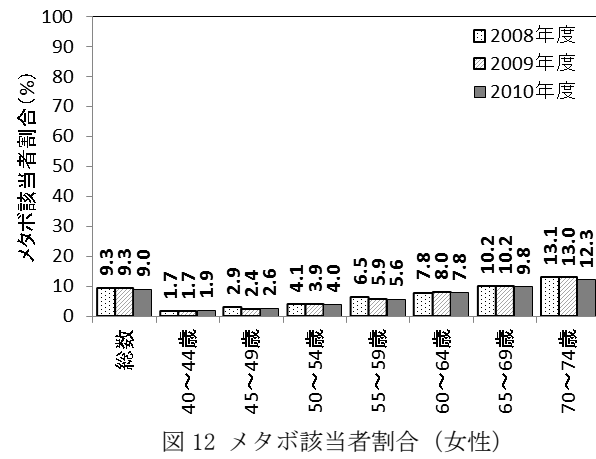


図12 メタボ該当者割合 (女性)

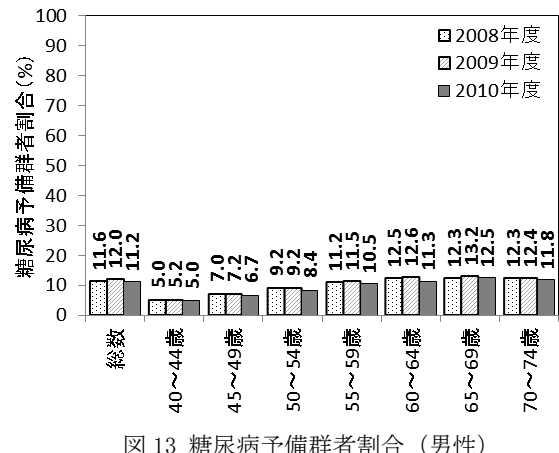


図13 糖尿病予備群者割合 (男性)

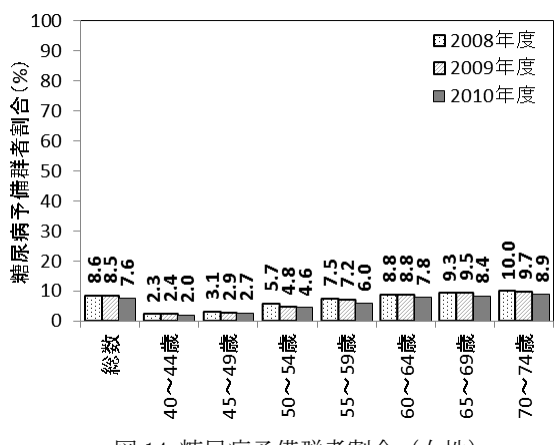


図14 糖尿病予備群者割合 (女性)

男性の方が、割合が高かった。

図13から16に糖尿病予備群と有病者の結果を示す。糖尿病予備群者割合及び有病者割合はいずれも、女性より男性が高く、年齢階級が上がるにつれてその割合は高くなっていった。

図17から20に高血圧症予備群者と有病者の結果を示す。高血圧予備群者は、50歳代までは、女性より男性の割合が高いものの、それより上の年齢においては、ほぼ同じ割合であった。有病者についても、女性より男性の割合が高い

が、年齢が高くなるにつれて、その割合は近づいていた。男女ともに70～74歳の階級では、ほぼ半数が有病者であった。

脂質異常症についての結果を図21、22に示す。男性はすべての年齢階級において50%を超えていた。女性は40歳代、50歳代の年齢階級において、その割合が急激に高くなり、60歳以降は、約60%が有病者であった。

高血圧有病者、高血糖有病者は、年齢階級が高くなるにつれてその割合は高くなっており、年齢の上昇とともに、

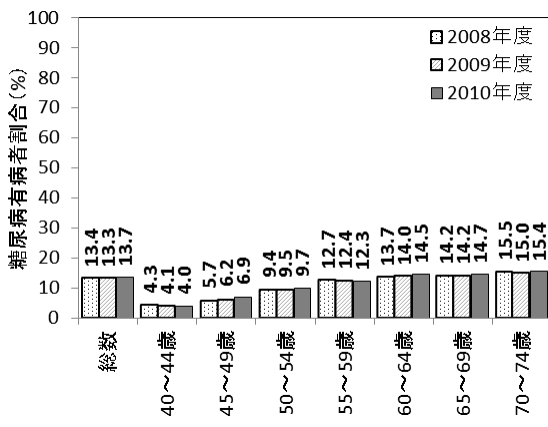


図15 糖尿病有病者割合 (男性)

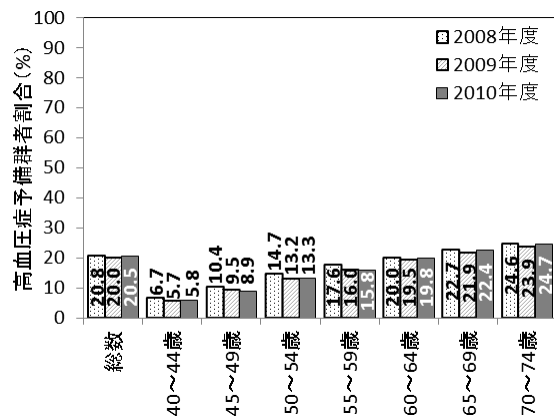


図18 糖尿病予備群者割合 (女性)

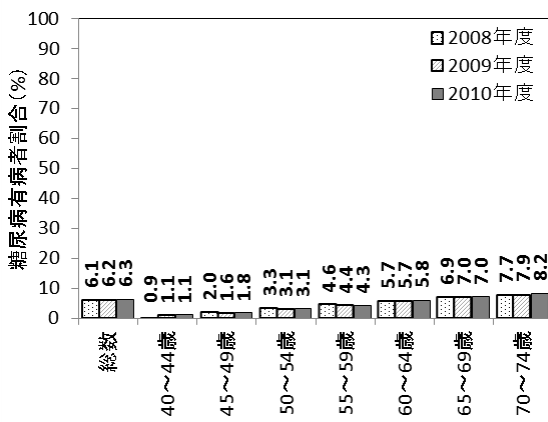


図16 糖尿病有病者割合 (女性)

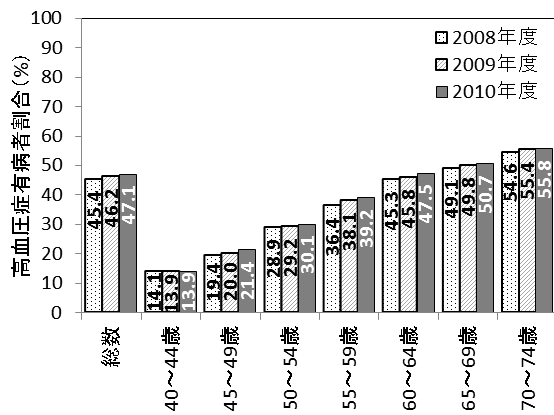


図19 糖尿病有病者割合 (男性)

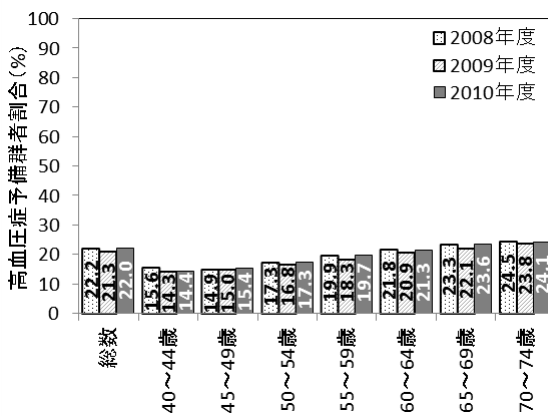


図17 糖尿病予備群者割合 (男性)

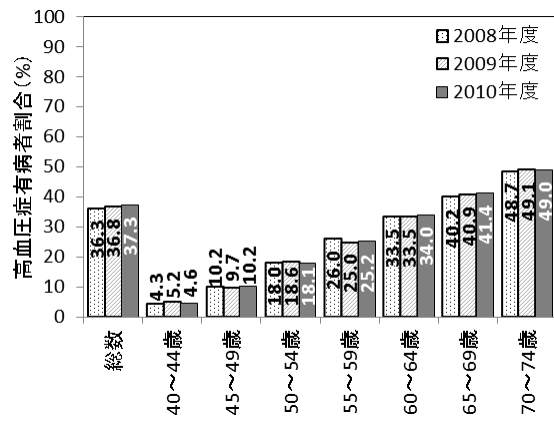


図20 糖尿病予備群者割合 (女性)

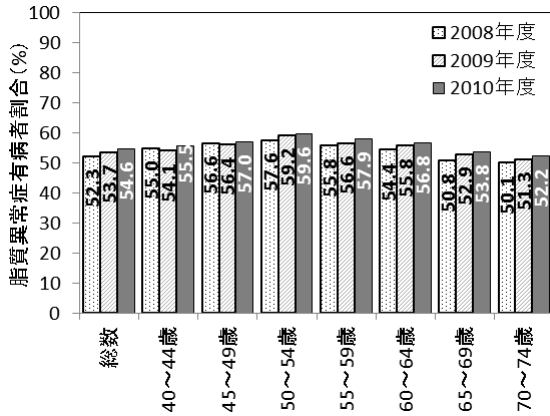


図 21 脂質異常症有病者割合（男性）

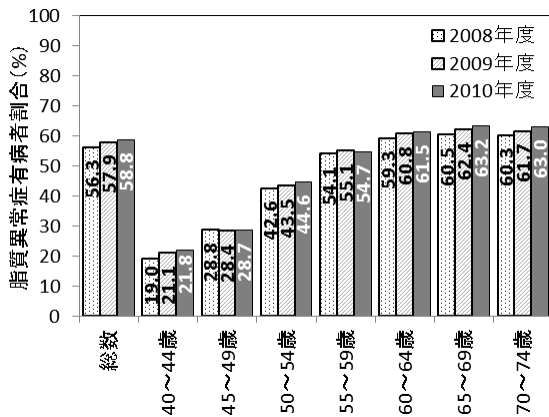


図 22 脂質異常症有病者割合（女性）

脂質異常症、高血圧症、糖尿病の複数に該当する者が増加し、その結果メタボリックシンドローム該当者の割合も高くなると推測された。

国民健康保険実態調査⁵⁾の2011年度の全国の調査結果では40歳代、50歳代の市町村国保加入者は、全体の約20～30%、60～64歳は約50%、65歳～69歳は約70%、70～74歳は約77%である。今回の集計は市町村国保被保険者のデータであり、特定の集団を対象としたデータであることをふまえ、結果を見ていく必要がある。また、今回集計に用いた特定健診

の受診率が約25%であったことも考慮が必要である。

4 まとめ

3年間の集計により、以下の事がわかった。

- (1) メタボ、高血圧症、糖尿病においては、予備群は各年齢階級においてほぼ同じ割合であったが、該当者有病者については、年齢階級が高くなると割合は高くなっていた。
- (2) 脂質異常症については、男性は各年齢階級においてほぼ同じ割合、女性は、年齢階級が高くなると割合が高くなっていた。男女ともに60歳以上では半数以上が有病者であった。
- (3) メタボ、糖尿病、高血圧症においては、女性より男性の方が、割合が高かった。脂質異常症については、年齢階級が低いところでは、女性より男性の方が高いが、年齢階級が高くなると女性の方が高かった。

文献

- 1) 厚生労働省健康局，標準的な健診・保健指導に関するプログラム(確定版)，平成19年4月。
- 2) 厚生労働省保険局，保険者が社会保険診療報酬支払基金に提出する特定健康診査等の実施状況に関する結果について(保発第0710003号)，平成20年7月10日。
- 3) 厚生労働省，特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号)，平成19年12月28日。
- 4) 厚生労働省，特定健康診査及び特定保健指導の実施について(健発第0310007号，保発第0310001号)，平成20年3月10日。
- 5) 厚生労働省保健局，平成23年度国民健康保険実態調査報告，平成25年3月。